

組 合 公 報	令和 4 年 6 月 3 0 日 富山市下野 9 9 5 番地の 3 富山県市町村職員共済組合 電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1
---------	--

○公告第 4 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、令和 4 年 5 月 2 3 日招集の第 1 6 6 回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、令和 4 年 6 月 2 7 日付け総行福第 1 9 6 号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 3 項の表第 1 区の項中「、富山地区広域圏事務組合」の次に「、富山県後期高齢者医療広域連合」を加える。

第 13 条第 3 項中「、富山県市町村会館管理組合」の次に「、富山県後期高齢者医療広域連合」を加える。

第 32 条第 1 号中「別表に掲げる」を「富山県における」に改める。

第 33 条第 1 項中「、一般組合員」の次に「、短期組合員」を、「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第 2 項中「第 8 項」を「第 10 項」に改め、同条中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、同条第 5 項中「被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）」を「被保険者等（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）」に、「及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）」に改め、同項を同条第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第 33 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 短期組合員は、法第 74 条第 2 項各号に規定する職員である組合員とする。

第 34 条中「、長期組合員」の次に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第 41 条中「任意継続組合員」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員」に改める。

第 43 条第 1 項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短 期 給 付		福 祉 事 業	短 期 給 付		福 祉 事 業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一 般 組 合 員	1,000 分の 40.88	1,000 分の 8.9	1,000 分の 1.7	1,000 分の 40.88	1,000 分の 8.9	1,000 分の 1.7
短 期 組 合 員						
市町村長組合員 特定消防組合員						
長 期 組 合 員	1,000 分の 2.35	—	—	1,000 分の 2.35	—	—
後期高齢者等 短期組合員						
市町村長長期組合員						

別表を削る。

附 則

- 1 この変更は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 9 条の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																		
(選挙区) 第9条 議員は、各選挙区において選挙する。 2 (略) 3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th><th>選挙区</th><th>議員の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td><td>黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>第2区</td><td>射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市</td><td>5人</td></tr> </tbody> </table> 4 (略) (市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙) 第13条 (略) 2 (略) 3 一部事務組合の組合員は、当該一部事務組合の事務所の所属する市町村の組合員とみなす。 ただし、富山地区広域圏事務組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山県後期高齢者医療広域連合及び富山県市町村職員共済組合は、あわせて一市町村の組合員とみなす。 4 ～ 6 (略)	選挙区	選挙区	議員の数	第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合	5人	第2区	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	5人	(選挙区) 第9条 議員は、各選挙区において選挙する。 2 (略) 3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th><th>選挙区</th><th>議員の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td><td>黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>第2区</td><td>射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市</td><td>5人</td></tr> </tbody> </table> 4 (略) (市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙) 第13条 (略) 2 (略) 3 一部事務組合の組合員は、当該一部事務組合の事務所の所属する市町村の組合員とみなす。 ただし、富山地区広域圏事務組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山県後期高齢者医療広域連合及び富山県市町村職員共済組合は、あわせて一市町村の組合員とみなす。 4 ～ 6 (略)	選挙区	選挙区	議員の数	第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合	5人	第2区	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	5人	新たに加入する広域連合（富山県後期高齢者医療広域連合）の選挙区を定めるもの 新たに加入する広域連合（富山県後期高齢者医療広域連合）の代議員選出区分を定めるもの
選挙区	選挙区	議員の数																		
第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合	5人																		
第2区	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	5人																		
選挙区	選挙区	議員の数																		
第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合	5人																		
第2区	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	5人																		

変 更 前	変 更 後	備 考
(組合員の範囲) 第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。 (1) 別表に掲げる 市町村の職員 (法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。) (2) ～ (7) (略) (組合員の種別) 第33条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。 2 一般組合員は、次項から第8項までに掲げる組合員以外の組合員とする。 (新規) 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員 (第6項に規定する市町村長組合員を除く。) とする。 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令 (昭和61年政令第57号) による改正前の地方公務員等共済組合法施行令 (昭和37年政令第352号) 附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。 5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第50条に規定する被保険者をいう。) である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。 (新規) 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。 7 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。 8 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。	(組合員の範囲) 第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。 (1) 富山県における市町村の職員 (法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。) (2) ～ (7) (略) (組合員の種別) 第33条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。 2 一般組合員は、次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。 4 市町村長組合員は、市町村長である組合員 (第8項に規定する市町村長組合員を除く。) とする。 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令 (昭和61年政令第57号) による改正前の地方公務員等共済組合法施行令 (昭和37年政令第352号) 附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。 6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等 (法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。) である組合員 (次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。) と 7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。 8 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。 9 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。 10 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。	組合員の範囲の規定方法を現状に沿って変更 適用拡大により資格を取得する組合員の種別名称及び定義を規定

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
(短期給付) 第34条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。 (長期給付) 第41条 組合は、組合員(任意継続組合員)を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。 (掛金及び負担金の額) 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.9</td><td>1,000分の1.7</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.9</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分の2.35</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000分の2.35</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	市町村長組合員							特定消防組合員							長期組合員	1,000分の2.35	—	—	1,000分の2.35	—	—	市町村長長期組合員							(短期給付) 第34条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。 (長期給付) 第41条 組合は、組合員(短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。 (掛金及び負担金の額) 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.9</td><td>1,000分の1.7</td><td>1,000分の40.88</td><td>1,000分の8.9</td><td>1,000分の1.7</td></tr><tr><td>短期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分の2.35</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000分の2.35</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>後期高齢者等短期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	短期組合員							市町村長組合員							特定消防組合員							長期組合員	1,000分の2.35	—	—	1,000分の2.35	—	—	後期高齢者等短期組合員							市町村長長期組合員							後期高齢者等短期組合員に対して行う短期給付の範囲を規定（育児休業手当金及び介護休業手当金のみ） 短期組合員等には長期給付を適用しないことを規定（70歳未満は1号厚年加入） 掛金及び負担金の額の表に、短期組合員及び後期高齢者等短期組合員を追加
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7																																																																																																																		
市町村長組合員																																																																																																																								
特定消防組合員																																																																																																																								
長期組合員	1,000分の2.35	—	—	1,000分の2.35	—	—																																																																																																																		
市町村長長期組合員																																																																																																																								
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一般組合員	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7	1,000分の40.88	1,000分の8.9	1,000分の1.7																																																																																																																		
短期組合員																																																																																																																								
市町村長組合員																																																																																																																								
特定消防組合員																																																																																																																								
長期組合員	1,000分の2.35	—	—	1,000分の2.35	—	—																																																																																																																		
後期高齢者等短期組合員																																																																																																																								
市町村長長期組合員																																																																																																																								
2 (略)	2 (略)																																																																																																																							

変 更 前	変 更 後	備 考
(別表) 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、高岡市上下水道局、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市町村総合事務組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、高岡地区広域圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険・ケーブレルテレビ事業組合 一、 砺波地域消防組合、富山県東部消防組合、新川地域消防組合	(削る)	第32条(組合員の範囲)の変更にあわせて別表を削る

理 由 書

国・自治体の短時間勤務職員への公務員共済制度の適用拡大に伴い、新たに加入する広域連合に係る選挙区等の取扱いを規定するほか、本組合の組合員の範囲に係る規定の見直し、新たな組合員の組合員種別、適用する給付、事業の範囲、掛金・負担金の割合に係る規定の追加を行うために、定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	法改正に伴い令和4年10月から国・自治体の短時間勤務職員に公務員共済制度の短期給付・福祉事業が適用されることに伴い、新たに加える広域連合に係る選挙区等の取扱いを規定するほか、本組合の組合員の範囲に係る規定を見直すこと。また、新たな組合員の組合員種別及び適用する給付、事業の範囲、掛金・負担金の割合に係る規定を追加すること。
2 内 容	(1) 公務員共済制度の適用拡大に伴い新たに加える広域連合（富山県後期高齢者医療広域連合）の選挙区等の取扱いを規定（第9条第3項、第13条第3項） ① 職員側議員の第1選挙区（県東部）の団体に追加 ② 富山市に事務所を置く団体の代議員選出区分に追加 (2) 短時間勤務職員の加入に合わせて、本組合の組合員の範囲に係る規定方法を現状に沿って見直し（第32条、別表） 「加入市町村等を別表に列記する規定」から平成17年富山市加入後の現状に沿って「富山県内の全市町村等の職員を対象とする旨の規定」に見直し (3) 新たな組合員の組合員種別の追加（定款第33条関係） ① 短期組合員・・・一定要件※を満たす短時間勤務職員 ※ ア 常勤職員の3/4以上の勤務で2か月を超える雇用が見込まれる者 イ 常勤職員の3/4未満の勤務で次の4条件を全て満たす者 (7) 週20時間以上勤務、(4) 2か月を超える雇用が見込まれる、(7) 報酬月額8.8万円以上、(4) 学生でない ② 後期高齢者等短期組合員・・・①の短期組合員のうち75歳以上等の者 (4) (3)の給付、事業の対象範囲を規定（定款第34条・第41条関係） ① 短期組合員・・・短期給付（健康保険）、福祉事業（保健・貯金・貸付等）が適用される。（なお、長期給付（年金）は適用除外。70歳未満は、日本年金機構で厚生年金に加入） ② 後期高齢者等短期組合員・・・短期給付のうち育児休業手当金・介護休業手当金のみ適用（福祉事業と長期給付は適用除外。） (5) (3)の掛金・負担金の割合を表に追加（定款第43条第1項関係） 短期組合員は一般組合員と、後期高齢者等短期組合員は長期組合員と同率
3 施行期日	令和4年10月1日（法の施行日と同日）